

に否定的な見解が政府より示されているため、極めて難しい情勢にあると認識しています。仮に一般社団法人への移行で決着した場合、移行時の剰余金（現状約60百万円）の使途は公益目的に限定されることとなりますので、上記政府見解に拘らず、同窓会関係にも剰余金を継続使用できるような、同様の課題を抱える他大学との連携も視野に入れて、行政と交渉していかねばならないと考えています。

その結末によつては、一般社団法人移行後の同窓会事業に対する資金的バッファが全くなくなる事態も想定されますし、たとえ剰余金を引き続き同事業に使用することが認められたとしても、毎期の経常収支の黒字化を早期に達

財六甲台後援会だより (十四)

博士課程後期課程学生九名への「凌霜賞」授与

六甲台後援会創立五十周年記念事業としての社会科学特別奨励賞（凌霜賞）の授与式（五月二十三日）については、既に前号でご報告をしておきました。本来ならその時、博士課程後期課程の学生についても一緒に凌霜賞を授与すべきでありました。しかし、後期課程の学生諸君への授賞決定は、海外での学会報告とか、在外研究に対して行われるということになっていた関係上、若干の調整日時が

成しなければ、遅かれ早かれ剰余金が底をつくことになるのは明らかであります。加えて、一般社団法人への移行申請時に要求される公益目的支出計画の信頼度を高める意味からも経常収支の改善は急務であります。凌霜会の収入の大部分を占める会費収入の増強以外に我々の採り得る道はありません。ポイントは会員の増強と会費納付率の向上であります。関係者とご相談しながら具体的な手を打ってまいります。関係者の皆様におかれましても、ぜひ「公益法人改革への対応と財務面の改善は不可分の関係にある」とことをご理解いただき、今後とも各種ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

必要で遅くなりました。後期課程学生諸君への凌霜賞は、経済学・経営学・法学・国際協力の四研究科に各百万円ずつ授与されることとされ、それをどのように個々の学生諸君に配分するかは各研究科の判断に委ねられることになっていました。その結果、次の九名の方が受賞されることになりましたが、その運用の仕方は多様です。すなわち、経済学研究科では若佐和道、フクシマ・マルセロの二名、経営学研究科では松浦総一、宮本琢也、稲村由美、瓜生原葉子の四名が受賞者となりましたが、いずれもオーストラリア、フランス、連合王国、アメリカ合衆国などで開催される学会での研究発表の補助金として与えられる形になりました。その点、法学研究科

では八島健一郎君一人が受賞し、ソウル大学を中心に韓国に六カ月間滞在し、学位論文の完成に役立てることになりました。また、国際協力研究科では岸田絵美、鶴見直人の二名が、それぞれタイのタマサート大学とトルコのイスタンブール大学とに留学し、六カ月から九カ月にわたって研究するのを支援する形になりました。このように凌霜賞の利用の仕方は多様ですが、しかし、こうした形で初めて将来研究生活を志向する院生の諸君が受賞されることは有意義なことと確信します。

この授賞式は、七月三十日午後一時半より国際協力研究科大会議室で挙行されました。式典では、六甲台後援会の新野幸次郎理事長が、この新しい凌霜賞の趣旨を受賞者の皆さんが生かして活躍されるようにとの願いを込めてあいさつをされ、各受賞者に表彰状が渡されました。また、各研究科長からは、それぞれの所属学生に助成金が副賞として手渡され、法学研究科の八島健一郎君が受賞者を代表して決意表明をされました。なお、授賞式には、(社)凌霜会の高崎正弘理事長のほか当財団の常務理事、各研究科長に出席していただきました。何事でも初めての式典というのは緊張するものです。いずれ受賞者の皆さんからの報告も受けられると思いますが、当後援会を支えていただいている全凌霜会員の皆さんと共に、この凌霜賞が母校の教育成果の充実と発展にますます大きく貢献できるようになることを祈ってやみません。

なお、これとは別に五十周年記念事業と重なって設立された久研究奨学基金(詳細については平成十九年八月発行の「凌霜」誌三七

四号で紹介)に基づいて経済学研究科博士後期課程二年の村山悠君が一月余の米国ワシントン大学での短期留学を終え帰国しました。また、「凌霜」誌三七六号でご報告しましたグローバルCOE実現のために、六甲台五部局に対して合計三百二十五万円の助成を行いました。しかし、残念ながら三つのうち二つのプロジェクトは最終段階まで残りしましたが、結局承認されずに終わりました。しかし当財団からの従来にはなかった今回の形の支援で、関係五部局では次の機会を全うすべく新しい準備が進められており、期待したいと思えます。

(追記) 前記した法学研究科の受賞者・八島健一郎君は、その後、文部科学省の平成二十年度大学教育の国際化加速プログラム(長期海外留学支援)・派遣期間三年に採用される見込みとなり、この度渡米されたことによって、「凌霜賞」辞退の申し出がありましたことを追記します。

中山正實画伯作品のデジタル化について

これまで五十周年記念事業の一環として、六甲台講堂の大壁画などで皆さんご存知の中山正實画伯の作品が分散しているのを、この機会にデジタル化して統一的に把握できるようにしようという企画があることは何回かふれてきました。ご承知の方もおられると思いますが、今は名称が変わりました元兵庫県立近代美術館が一九九八年九月二十六日から約一カ月にわたって同館で中山正實展を開催してくださいました。その時の神戸大学所蔵の作品と近代美術館所蔵のものも含め、奈良県大宇陀町、宮崎県立美術館所蔵のものなどの資

料もありますので、それらを体系的に整備しようとしてきました。すなわち、既に七月末から八月初めにかけて学内の作品はすべて撮影を終わり、収納に当たってはガラスの汚れをとり、額は補強し、学内他部局への貸出し作品は、記録してそれぞれの部局に戻すなどし、あとは県立美術館など学外施設内の所蔵分の撮影が残るだけになりました。作品の保管は、今後は六甲台図書館貴重庫内にお願ひしようと考えています。なお、デジタル化したものを、どのような体裁で取りまとめるかは別個に検討しようと思っておりますので、ご了解ください。

当財団活動推進のための寄付について

五十周年記念事業が象徴的であるように、六甲台後援会は、創立の趣旨を生かすためにこのところ次々と新しい事業を進めてきました。ご承知の通り各大学が国立大学法人となり、各国立大学法人とも、グローバルゼーションのうねりの中で生き残り発展していくのに必要な企画を次々と実施しつつあります。私たちも、これからもその動きに遅れることのない事業を企画・推進していかねければなりません。そのためにも不可欠な要件は、今迄何回となく当財団の新野理事長が凌霜会理事長時代に力説し、訴えてこられた通りです。ありがたいことに、「凌霜」誌の前号(三七八号)記載以降でも、次の方々から貴重なご寄付を頂きました。すなわち、石井義章様(昭27)百万円、増田光一様(昭34・経営)十万円、上村敏郎様(昭25)三万円、森隆様(昭35・法)二万円、辻雄史様(昭34・法)五万円がそれです。これで改めて皆さんにご披露しますと平成十六年以来一億八千四百七十二万四千二百六十六円のご寄付を頂いたことにな

ります。ちなみに、平成二十年度に入ってからでも、今日までに一千四百八十九万九千九百二十三円もご寄付頂いています。今後とも母校五部局の発展のために、皆さんのご支援をお願いしたいと念じております。ありがとうございます。

ところで、いつもお願ひ申し上げますように、六甲台後援会へのご寄付については、折り返し税法上の特別措置のある証明書付きの領収書をお送りすることになっています。六甲台後援会へのご寄付の送り先は以下の通りです。よろしくお願ひいたします。

◎銀行送金の場合(領収書送付が遅れないようにするため、必ず送金のことを一報ください。)

銀行名 三井住友銀行六甲支店

口座番号 普通預金口座 四〇六九四九六

口座名義 (財)神戸大学六甲台後援会

◎郵便振替の場合(通信欄に卒業年次と出身学部をご記入ください)

口座番号 〇〇九八〇一九一―一六七七二

口座名義 (財)神戸大学六甲台後援会

千六五七―〇〇六八

財団法人神戸大学六甲台後援会事務局

電話・FAX (〇七八) 八六一―三〇一三

(本誌前号の本欄で、当財団の電話・FAXの市内局番に誤植があり、ご迷惑をおかけしました。右のとおり訂正して、お詫び申し上げます。 編集部)